

船橋市監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成27年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成29年9月6日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	佐	藤	重雄
同	齋	藤	忠

年度 管理 番号	頁	監査対象課	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成29年7月1日現在)
77	116	障害福祉課	指摘	個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止のため、個人情報が含まれる紙面については施錠可能な保管庫等に保管し、業務時間外は施錠して管理する必要がある。	施錠可能な場所に保管できていない個人情報を含む書類については、平成26・27年度に大型の書庫(施錠可能)を設置し、一部を移動した。 また、28年度に既存の施錠可能な書棚の書類を整理し保管スペースを確保し、一部の書類を移動した。 さらに、29年度より新たに設置された11階の分室(施錠可能)に残りの書類を移動し、平成29年4月1日より個人情報を含む書類はすべて施錠可能な場所に保管されている。